

富士市地域P P S登録要領

(目的)

第1条 この要領は、持続可能な社会の構築に向け、電力等のエネルギーの生産及び消費にかかる環境負荷を低減するため、エネルギーの地産地消に取り組む電力会社（以下、「地域P P S」という。）の登録等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電力会社 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定される小売電気事業者をいう。
- (2) 地域P P S 地域内で発電及び供給を行うものであって、エネルギーの地産地消を進めるものをいう。
- (3) エネルギーの地産地消 地域内において一次エネルギーの産出又は二次エネルギーへの変換を行い、そのエネルギーを当該地域内へ供給することをいう。（ただし、二次エネルギーへの変換にあつては、排熱の有効利用など、エネルギーの高度利用に資する方法によって変換されるものとする。）
- (4) スマートシティ・スマートコミュニティ 電気の有効利用に加え、熱や未利用エネルギーも含めたエネルギーの「面的利用」や、地域の交通システム、市民のライフスタイルの変革などを複合的に組み合わせたエリア単位での次世代のエネルギー・社会システム概念をいう。

(連携事業)

第3条 市と地域P P Sは、次に掲げる連携事業を行う。

- (1) スマートシティ・スマートコミュニティの構築及び啓発に関すること。
- (2) エネルギー施設の整備に関すること。
- (3) その他目的を達成するため必要なこと。

(登録申請)

第4条 地域P P Sの指定を受けることを希望する電力会社は、富士市地域P P S登録申請書（様式第1号）に次の資料を添えて、市長へ申請するものとする。

- (1) 事業概要書
- (2) 電力地産地消に関する計画書（様式第2号）
- (3) 過去3年間の財務諸表（新たに設立された法人にあつては、主たる出資者の財務諸表）

(4) その他市長が必要とする書類

(審査)

第5条 市長は、登録申請があつたときは、その内容を審査し、登録することが適当と認めるものについては登録し、富士市地域PPS登録通知書（様式第3号）にて通知すると共に富士市地域PPS登録証（様式第4号）を交付するものとする。

2 審査は、当該各号の規定の適否について、別表のとおり評価する。ただし、申請内容及びその他疑義があるときは、富士市地球温暖化対策実行計画協議会へ諮るものとし、審査期間を延長することができる。

(1) 地産電力活用 地産電力調達率 65%以上かつ電力地域供給率 60%以上とし、中長期的にそれぞれ70%を超える目標を有することとする。

(2) エネルギーの有効活用とクリーンエネルギーの利用拡大 顧客の省エネルギーの取り組みを促進する体制が構築されており、かつ電力調達量に占めるクリーンエネルギーの比率が50%以上であることとする。

(3) 地域課題の解決 本市が主催する会議等に積極的に参加し、電力会社としての協力をしていくことを約することとする。

(4) 経営の安定性 連結会社を含めた財務諸表や燃料調達等、経営が安定していること。

(5) その他 地域PPSとして、市民からの信頼に応えられる経営が行われていること。

3 市長は、前項の審査を行うに当たり、必要な資料の提出を求め、また聞き取りを行うことがある。

(登録期間)

第6条 地域PPSの登録期間は、登録の日から1年間とする。

2 登録期限の1ヶ月前から更新の申請ができるものとし、手続きは第4条及び第5条を準用する。

3 前項の更新の申請にあつては、前年の取り組み結果を報告すること。

(登録の条件)

第7条 地域PPSにあつては、次に掲げる事項に留意すること。

(1) 契約は市民に対しわかりやすいものとするよう留意し、万一苦情が発生したときは、市民の立場に立って改善に努めること。

(2) 本市が検討するスマートシティ・スマートコミュニティ構想等について、その実現に向けて、専門的な立場から協力をすること。

(3) 市から受けた情報について、市の承諾なしに、知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。地域PPSでなくなった後においても、同様とする。

(4) 別表3に示す表現にて、地域PPSに登録されていることを外部に表明したときは、

登録更新の際、利用した書面等のうち主たるものを提示すること。

(5) 別表3に示されていない表現にて、地域PPSに登録されていることを外部に表明するときは、事前に原稿を添えて、文書にて市長の承諾を得ること。

2 市長は、地域PPSが次に掲げるもの一に当たるときは、その登録を抹消し、その旨を公表するものとする。

(1) 小売電気事業の実体がないとき

(2) 登録申請の内容が虚偽であったとき

(3) 事業形態の変更などにより、登録申請時点と現状が大きく異なったとき

(4) その他地域PPSとして登録していることが適当ではないとき

(雑則)

第8条 地域PPSに関する取り組みは、富士市地球温暖化対策実行計画協議会にて、前年度の結果を報告するものとする。

2 市は、地域PPS制度の普及に向けた率先的な取り組みとして、公共施設の電力入札等にあっては、相応の評価を行うこと。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

| 項目 | 審査方法 |
|---------------------------|---|
| 地産電力活用 | <p>保有発電設備等を踏まえ、年間供給計画から基準の可否を判断する。</p> <p>ただし、電力需要や設備のトラブルにより想定できない変動があるため、継続審査の際、一時的に基準を下回ったとしても、中期的に回復の見込みがあれば、指定を継続する。</p> <p>(ア) 地産電力調達率</p> <p>a 各地域電力調達率（50Hz と 60Hz を別に算出すること。）</p> $\frac{\Sigma \text{県内発電施設年間発電量} \times \text{市内発電補正係数}}{\Sigma \text{年間調達電力量}}$ <p>なお、市内発電補正係数は、2.0 とする。</p> <p>b 地産電力調達率（エリア補正）</p> $50\text{Hz エリア地域電力調達率} \times 0.93 + 60\text{Hz エリア地域電力調達率} \times 0.07$ <p>(イ) 電力地域供給率</p> <p>a 各電力地域供給率（50Hz と 60Hz を別に算出すること。）</p> $\frac{\Sigma \text{県内向け年間供給量} \times \text{市内供給補正係数}}{\Sigma \text{年間供給電力量}}$ <p>なお、市内供給補正係数は、2.0 とする。</p> <p>b 電力地域供給率（エリア補正）</p> $50\text{Hz エリア比率} \times 0.93 + 60\text{Hz エリア比率} \times 0.07$ |
| エネルギーの有効活用とクリーンエネルギーの利用拡大 | <p>需要対策として、顧客の省エネルギー等の取り組みを促進する体制が構築されていること。</p> <p>供給対策として、環境負荷を低減すべく、別表2の技術により発電された電力等をクリーンエネルギーと定義し、電力調達量に占める比率を算出する。</p> <p>(ア) クリーンエネルギーの比率</p> <p>a 各クリーンエネルギーの比率（50Hz と 60Hz を別に算出すること。）</p> $\frac{\Sigma (\text{低炭素発電} + \text{再生可能エネルギー} + \text{未利用熱利用})}{\text{年間供給電力量}}$ <p>b クリーンエネルギーの比率（エリア補正）</p> $50\text{Hz エリア比率} \times 0.93 + 60\text{Hz エリア比率} \times 0.07$ |

| | |
|---------|--|
| 地域課題の解決 | <p>地域課題に対して、市が主催する会議等に積極的に参加し、電力会社としての協力することを約すること。（協力とは、エネルギー供給事業者としての専門性を活用した提案や活動であって、単なる寄附は含まない。）</p> |
| 経営の安定性 | <p>次の状況下において、必要となる資金の調達能力を有していること。</p> <p>(ア) 燃料価格変動時における燃料調整制度と実影響の差について、過去 10 年間の最も影響が大きい月が 6 ヶ月継続したときの損失額</p> <p>(イ) 電力卸売市場の価格が 20%上昇したときに発生が想定される損失額（供給能力が 100%未満のみ）</p> <p>(ウ) 電力卸売市場の価格が 20%下降したときに発生が想定される損失額（供給能力が 100%以上のみ）</p> <p>(エ) その他、事業の継続に当り必要な資金の調達</p> |
| その他 | <p>次の電力会社は登録できない。</p> <p>(ア) 過去 5 年間に行政処分を受けているもの</p> <p>(イ) 過去 2 年間に富士市消費生活センターへ複数の苦情が寄せられており、かつその原因が当該電力会社の活動が原因であると推定されるものであって、その後の改善が図られていないもの</p> <p>(ウ) その他、市民の信頼を得られないもの</p> |

別表 2

| 技術区分 | 技術 | 算出条件 |
|---|--|------------------------------------|
| 低炭素発電 | 天然ガスコジェネレーション 天然ガスコンバインドサイクル発電 CCSを装備した火力発電 | 供給 1kWh あたり 1kWh をクリーンエネルギーとする。 |
| 再生可能エネルギー 〔固定価格買取制度を利用する等、環境価値を譲渡した電力は含まない。〕 | 太陽光発電 バイオマス発電 中小水力発電 その他の再生可能エネルギー | 供給 1kWh あたり 2kWh をクリーンエネルギーとする。 |
| 未利用熱利用 〔電力供給及びエネルギーサービス業にかかるとのもののみ。〕 | 天然ガスコジェネレーションの排熱利用 90℃以下の工場排熱利用 地下水熱利用 その他の未利用熱利用 | 利用 18MJ あたり 1kWh をクリーンエネルギーとする。 |

別表 3

| 外部へ表明するときの表現 |
|---|
| <p>(1) 「地域PPS名」は、富士市に登録された地域PPSです。</p> <p>(2) 「地域PPS名」は、富士市から地域活性化に繋がる地域PPSとして登録されました。</p> <p>(3) 富士市の登録を受けるに当たり、地産電力活用・クリーンエネルギーの活用等の基準の審査を受けました。</p> <p>(4) 富士市登録地域PPS</p> |
| <p>(1) 「地域PPS」は、「地域新電力」、「地域新電力会社」としても良い。</p> <p>(2) 「登録され」は「認められ」としても良い。</p> <p>(3) 「地域活性化」は、「持続可能な社会の実現」「地域経済の活性化」「低炭素化」としても良い。(表現は並列しても良い。)</p> <p>(4) 「富士市」は、「静岡県富士市」としても良い。</p> <p>(5) 文中の漢字は、ひらがな・カタカナとしても良い。</p> <p>(6) 「地産電力活用・クリーンエネルギーの活用等」は、第5条第2項各号の審査項目のいずれか又は全てとしても良い。</p> |

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

富士市長 宛て

住 所
申請者 法人名
代表者
連絡先

印

富士市地域PPS登録（更新）申請書

富士市版地域電力会社に登録（を更新）したく、関係書類を添えて次のとおり申請いたします。

- 1 登録を受ける小売電気事業者の名称・本拠地

- 2 担当者及び連絡先

様式第2号（第4条関係）

電力地産地消に関する計画書

| 項目 | 説明 |
|---------------------------------|----------------------------|
| 1 地産電力活用 | (ア) 地産電力調達率 (イ) 電力地域供給率 |
| 2 エネルギーの有効活用と クリーンエネルギーの利用拡大 | クリーンエネルギーの比率 |
| 3 地域課題の解決 | |
| 4 経営の安定性 | |
| 5 その他 | |

※本欄に記載したことを証する書類は添付すること。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

富士市長

印

富士市地域PPS登録通知書

富士市地域PPSとして登録しましたので通知します。

- 1 法人名
- 2 代表者
- 3 本拠地
- 4 登録期間

様式第4号（第5条関係）

富士市地域PPS登録証

持続可能な社会の構築に向け、地域と共にエネルギーの地産地消に取り組む電力会社として、下記のとおり、富士市地域PPSに登録します。

年 月 日

富士市長

氏 名

住 所

登録期間 年 月 日から

年 月 日まで

登録番号